平成２１年（フ）第１１３８号
神戸市北区筑紫が丘４丁目３番地の４、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番９―805号
債務者　鍋田　宣子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６０号
神戸市兵庫区西上橘通２丁目３番９号　カサダイフク302号、従前の住所神戸市兵庫区西多聞通１丁目１番20号　ユニバーサル西多聞ビル305号
債務者　揚村　昌之
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８７号
神戸市須磨区行平町１丁目２番６号　三笠フラッツ302号、従前の住所神戸市須磨区行平町１丁目２番６号　三笠ハイツ301
債務者　崎野　依子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８８号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の45　ベルファミーユ桃山台203号
債務者　古川　利一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８９号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の45　ベルファミーユ桃山台203号
債務者　古川　睦実
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４００号
青森市大字浜田字玉川150番地10
債務者　奈良　幸夫
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２００号
青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字四西田89番地１　町営住宅５－４
債務者　長内　光則
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２７号
青森県弘前市大字笹森町15番地34　メゾン・ローラー102号
債務者　岡田　　満
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２８号
青森県弘前市大字黒滝字一ノ川瀬53番地５
債務者　佐々木範子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４２号
青森県黒石市大字浅瀬石字川合109番地
債務者　工藤　良子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４５号
青森県黒石市袋井３丁目123番地
債務者　福士　有美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７０号
盛岡市東松園１丁目30番８―402号
債務者　松村　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４３２号
盛岡市上太田中屋敷49番地
債務者　佐々木秀人
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２５号
岩手県花巻市鍛治町９番26号　藤正アパート57号
債務者　横堀　千春
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３８号
盛岡市名須川町19番29号　名須川グリーンハイツ111号、旧住所盛岡市羽場11地割１番地３
債務者　勝政久仁夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５４１号
盛岡市津志田中央３丁目27番50号　シティハイムセルティアＥ―103号
債務者　佐々木哲也
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５４８号
岩手県九戸郡洋野町種市第２地割８番地
債務者　髙橋　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部